

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡県産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針の一部改正について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

### 3 改正の趣旨

この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う者に対し、同法に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理を促進するために必要な行政指導を行うための指針を定めたものです。

平成27年11月11日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）が公布され、平成29年6月9日には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第10号）の他、水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成29年環境省告示第57号）等が公布されました。これらの改正等により、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬、保管又は処分等の基準が示されたことから、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請を行う者に対し、取り扱われる産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合の適正処理の指導を行うため、所要の改正を行います。◇参考資料1, 参考資料4参照

また、産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う際に添付する書類として、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「産廃条例」という。）で規定する事前手続が完了した旨の通知書の写しを必要としています。産廃条例第22条第1項に規定している「事業計画について生活環境保全上の見地からの意見を有する者」からの意見書の提出があった場合に限定しているものであり、意見書の提出がなかった場合については特段の規定がなされていなかったため、意見書の提出がなかった場合についても事前手続が完了していることを確認できるよう、所要の改正を行います。

### 4 規則等の案の内容（改正の内容）

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可若しくは産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う際の申請書に添付が必要な書類について、次の書類を追加します。

#### (1) 水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に申請書類に添付する書類

本指針中3(3)に規定する産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行う事業者が添付する書類に、水銀廃棄物ガイドライン（平成29年

6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を参考に破損防止の措置を行い、その措置の状況が分かる書類として運搬容器等の写真を追加し、また、水銀使用製品産業廃棄物の積替え保管を行う場合にあっては、他のものと混同しないよう仕切りを設ける等の措置を講じ、その状況の分かる書類として、保管容器等の写真を追加します。◇参考資料4、93頁参照

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可等の申請に添付する書類

本指針中3(7)に規定する産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う事業者が添付する書類について、「産廃条例第23条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し(意見書の提出があった場合)」と「産廃条例施行規則第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し(意見書の提出がなかった場合)」のいずれかとするよう、所要の改正を行います。

5 規則等を施行する時期(予定)

平成31年4月1日